

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
37	市営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御坊市は、市営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

和歌山県御坊市長

公表日

令和6年8月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法、住宅地区改良法に基づき、市が管理する公営住宅、改良住宅の入居時の手続きで入居審査、連帯保証人の証明、同居人の異動等の各種申請時に個人情報として、住民票・納税証明・所得課税証明書等の提出を求めている。 翌年度家賃算定のため所得課税証明書の提出を求めている。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①収入の申告の受理、審査又は申告に対する応答 ②家賃、金銭若しくは敷金の減免の申請の受理、審査又は申請に対する応答 ③敷金の徴収 ④家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、審査又は申請に対する応答 ⑤入居の申込みの受理、審査又は申込みに対する応答 ⑥同居しようとするときの事業主体の承認の申請の受理、審査又は申請に対する応答 ⑦明渡しの請求 ⑧家賃の決定又は金銭の徴収 ⑨明渡し請求の期限の延長の申出の受理、審査又は申出に対する応答 ⑩住宅に入居することができるようにするためのあつせん ⑪収入状況の報告の請求
③システムの名称	住宅使用料システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
入居者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条(利用範囲)第1項 別表27、52の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :なし (市営住宅の管理に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 53,76の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	産業建設部住宅対策課
②所属長の役職名	産業建設部住宅対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	御坊市役所 総務部総務課庶務係 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地2 TEL 0738-22-4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	御坊市役所 産業建設部住宅対策課市営住宅係 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地2 TEL 0738-23-5521

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法律の根拠 番号法第19条第7号 別表第二	②法律の根拠 番号法第19条第8号 別表第二	事前	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正
令和6年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	御坊市役所 総務部総務課庶務係 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地 TEL 0738-22-4111	御坊市役所 総務部総務課庶務係 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地2 TEL 0738-22-4111	事後	
令和6年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	御坊市役所 産業建設部住宅対策課市営住宅係 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地 TEL 0738-23-5521	御坊市役所 産業建設部住宅対策課市営住宅係 〒644-8686 和歌山県御坊市藺350番地2 TEL 0738-23-5521	事後	
令和6年8月23日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年法律第27号） 第9条（利用範囲）第1項 別表第一19、35の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年法律第27号） 第9条（利用範囲）第1項 別表27、52の項	事後	
令和6年8月23日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（別表第二における情報提供の根拠） ：なし （市営住宅の管理に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （別表第二における情報照会の根拠） 31,54の項	（主務省令第2条の表における情報提供の根拠） ：なし （市営住宅の管理に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 53,76の項	事後	